

令和7年 第9回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

1. 開催日時 令和7年9月10日 9時00分～

2. 開催場所 上富田町役場 1階 会議室

3. 出席委員 (7名)

1番 福田 和晃	2番 小野 博	3番 小山 全美
4番 山際 郁広	6番 森 隆	7番 小倉 紳示
8番 田上 彰伸		

4. 欠席委員 (1名)

5番 前地 孝俊

5. 議事日程

報告 第1号 農地改良届出について

議案 第1号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)

議案 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員 局長 山根 康生 農地主任 三谷 祐子

7. 議事内容 次のとおり

開会 議長	定刻になりましたので、ただいまより令和7年第9回上富田町農業委員会総会を開催いたします。 定足数に達していますのでこれより会議を開催します。 会期はただいまより本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 「異議なし。」
議長	ご異議なしとのことでございます。 よって、会期は1日間とします。 本日の署名委員は、1番 福田委員・2番 小野委員 よろしく願いいたします。 それでは、議事日程に従って進めてまいります。 報告第1号「農地改良届出」について 事務局より説明願います。
事務局	報告第1号「農地改良届出」について 下記農地につき、農地改良届出があったので報告する。 令和7年9月10日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸 番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。 地目 登記簿、現況ともに「畑」です。 農振区分 農用内です。 面積 2,186 m²のうち300 m² 種類 嵩上げ 届出者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地 変更理由 畑が湿くため 隣接農地同意は3筆 ○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。 水利組合同意は○○水利組合です。 盛土は最大1.00mです。 雨水は、自然浸透、余水は既設水路へ放流します。 位置図：1頁 以上です。
議長	それでは、報告第1号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

事務局	(「異議なし。」の声あり。) 異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」事務局より説明願います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。 令和 7 年 9 月 10 日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸 番号 1 農地の所在 ○○字○○ ○○番 外 1 筆です。 地目 登記簿、現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 合計面積 3,153.32 m²です。 権利種別 機構法賃貸借です。 内容は新規 賃借権を設定する者 ○○○○ ○○市○○町○○番地です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は田です。 期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 10 月 31 日です。 備考は水稻、梅です。 番号 2 農地の所在 ○○字○○○○番○○ 外 1 筆です。 地目 登記簿、現況ともに「畑」です。 農振区分 農用内です。 合計面積 2,025 m²です。 権利種別 機構法賃貸借です。 内容は新規 賃借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。
-----	---

経営面積は明記のとおりです。

利用目的は樹園地です。

期間は、令和7年11月11日から令和10年10月31日です。

備考は梅です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

面積 1,880 m²です。

権利種別 機構法賃貸借です。

内容は新規

賃借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。

経営面積は明記のとおりです。

賃貸借の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的は畑です。

期間は、令和7年11月10日から令和12年10月31日です。

備考は苺です。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外4筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分 農用内です。

合計面積 1,741 m²です。

権利種別 機構法賃貸借です。

内容は新規

賃借権を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的は田です。

期間は、令和7年11月12日から令和12年10月31日です。

備考は水稻です。

	番号5 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。 地目 登記簿、現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 面積 930 m²です。 権利種別 機構法賃貸借です。 内容は新規 賃貸借を設定する者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は田です。 期間は、令和7年11月12日から令和12年10月31日です。 備考は水稻です。 番号6 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。 地目 登記簿、現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 面積 887 m²です。 権利種別 機構法賃貸借です。 内容は新規 賃貸借を設定する者 ○○○○ ○○市○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 賃借権の設定を受ける者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 利用目的は田です。 期間は、令和7年11月12日から令和12年10月31日です。 備考は水稻です。
事務局	以上です。
議長	それでは、議案第1号について、一括して審議したいと思います。よろしいでしょうか。 （「異議なし。」の声あり。）

議長	ご意見、ご質疑ございませんか。 「異議なし」。
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。 「異議なし」。 それでは「可」と決定いたします。
議長	続いて議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局	議案第２号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」 農地法第３条第１項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。 令和７年９月１０日提出 上富田町農業委員会会長 田上彰伸 番号１ 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外１筆です。 地目 登記簿、現況ともに「田」です。 農振区分 農用内です。 合計面積 １,３３９.００㎡です。 権利種別 ３条無償移転です。 譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地です。 経営面積は明記のとおりです。 申請事由 高齢により農地の維持管理が困難であり、贈与するためです。 譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○です。 経営面積は明記のとおりです。 申請事由 受贈後、野菜などを栽培するためです。 備考欄 野菜です。
議長	それでは、議案第２号番号１について、ご意見、ご質疑ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）

議長	異議なしとのことですので、「可」と決定してよろしいでしょうか。 「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします。
議長	続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。
事務局	議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議願いたい。 令和7年9月10日提出 上富田町農業委員会 会長 田上彰伸 番号1 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 地目は、登記簿、現況ともに「田」です。 面積は150㎡です。 権利種別は使用賃借です。 所有者 ○○○○ ○○町○○ ○○番地 賃借人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地 転用目的 一般個人住宅です。 転用理由 借受人は自宅を新築するため当該地周辺で土地を探しており、相続により取得したが、農地として維持管理に苦慮していた所有者と話がまとまり、本申請に至りました。 隣接農地はありません。 水利組合同意は○○水利組合。 盛土は最大0.45m 汚水及び雑排水は申請地西側に浄化槽を設置し、東側へ配管を敷設し放流します。 雨水は申請地に傾斜を設け、申請地西側に設置するU字溝から、申請地西側の既設水路に放流します。 位置図：2頁 番号2 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 地目は、登記簿、現況ともに「畑」です。 面積は220㎡です。

権利種別は所有権移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○市○○町○○ ○○番地

譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○

転用目的 資材置場です。

転用理由 相続により取得したが維持管理に苦慮した譲渡人と、製材業を営んでおり、当該地周辺に工場があり、資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地はありません。

水利組合はありません。

盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透および申請地南側の既設水路へ放流します。

申請地と東側に隣接する現存の建築物を取り壊し、一体に資材置場とする計画です。

位置図：3頁

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

地目は、登記簿、現況ともに「畑」です。

面積は323㎡です。

権利種別は所有権移転です。

譲渡人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地

譲受人 ○○○○ ○○町○○ ○○番地の○○

転用目的 事務所建築です。

転用理由 経営規模縮小を考えていた譲渡人と、事業拡大に伴い、新たな事務所用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地同意は1筆 ○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

盛土は最大0.30mです。

汚水及び雑排水は申請地中央部に合併浄化槽を設置し、申請地西側既設水路に放流します。

雨水は自然浸透および申請地西・南側の既設水路へ放流します。

位置図：4頁

以上です。

議長

事務局より補足説明願います。

事務局	補足説明します。 番号１・番号３の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第１種、第３種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。 番号２の申請地については、概ね300m以内に役場岩田出張所があることから、第３種農地と判断しました。 また、書類を精査したところ、農地法第５条第２項の各号の許可できない基準には、該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。 精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。
議長	それでは、現地調査の結果報告をお願いします。
６番	６番 森、現地調査の結果を報告します。 議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」 番号１ 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積 150㎡です。 地目は、登記簿及び現況ともに「田」です。 転用目的は、一般個人住宅です。 借受人は、自宅を新築するため当該地周辺で土地を探しており、相続により取得したが、農地として維持管理に苦慮していた所有者と話がまとまり、本申請に至りました。 隣接農地はありません。水利組合の同意があります。 盛土は最大0.45m 汚水及び雑排水は、申請地西側に浄化槽を設置し、東側へ配管を敷設し放流します。 雨水は申請地に傾斜を設け、申請地西側に設置するＵ字溝から、申請地西側の既設水路に放流します。 よって、現地では可としています。 番号２ 農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 面積は、220㎡です。 地目は、登記簿及び現況ともに「畑」です。 転用目的は、資材置場です。

相続により取得したが維持管理に苦慮していた譲渡人と、製材業を営んでおり、当該地周辺に工場があり、資材置場用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地はありません。

水利組合はありません。

盛土はありません。

汚水及び雑排水は、発生しません。

雨水は、自然浸透および申請地南側の既設水路に放流します。

申請地の東側に隣接する現存の建築物を取り壊し、一体に資材置場とする計画です。よって、現地では可としています。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○

面積は、323㎡です。

地目は、登記簿及び現況ともに「畑」です。

転用目的は、事務所建築です。

経営規模縮小を考えていた譲渡人と、事業拡大に伴い、新たな事務所用地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至りました。

隣接農地は同意を得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.3m

汚水及び雑排水は、申請地中央部に合併浄化槽を設置し、申請地西側の既設水路に放流します。

雨水は、自然浸透および申請地西・南側の既設水路に放流します。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

議案第3号番号1について、ご意見、ご質疑ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長

異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」。

議長

それでは「可」と決定いたします

議長

議案第3号番号2について、ご意見、ご質疑ございませんか。

	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします
議長	議案第3号番号3について、ご意見、ご質疑ございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	異議なしとのことでございますので、「可」と決定してよろしいでしょうか。
	「異議なし」。
議長	それでは「可」と決定いたします
議長	提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。
	(「なし。」の声あり。)
議長	ないということでございますので、農業委員会の総会を閉会します。 閉会
	令和7年9月10日 この議事録については、事務局 三谷 祐子 が記録した。
	会 長 _____
	署名委員 1 番 _____
	2 番 _____